

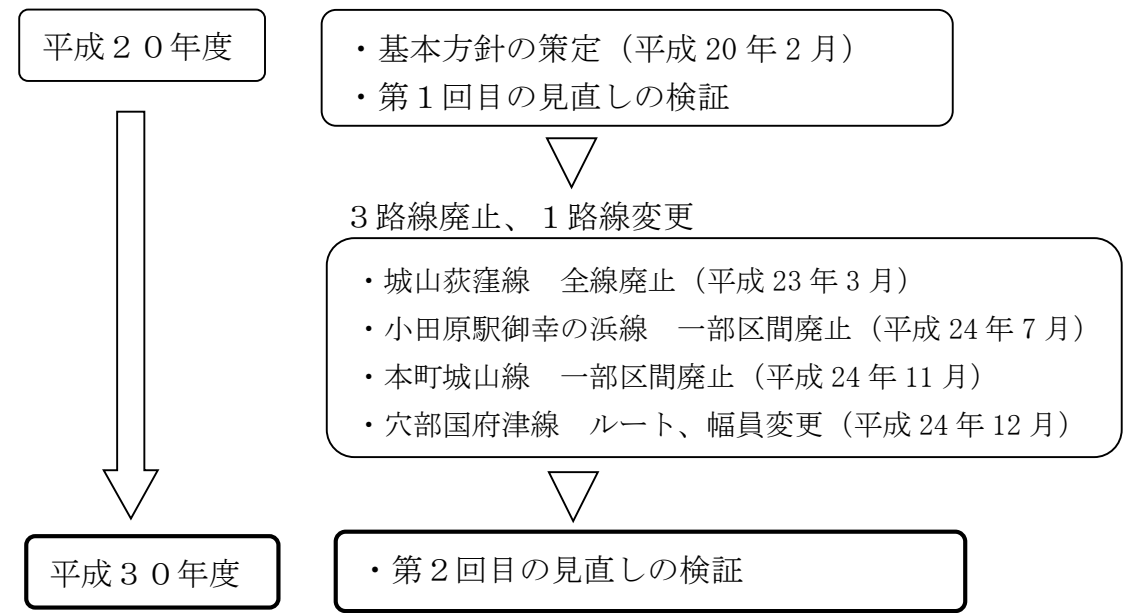
小田原市都市計画道路の見直し結果について

1 背景

- 全国の都市計画道路は、高度経済成長期における都市の拡大を前提に決定されたものが多く、近年の人口減少等の社会経済情勢の変化を踏まえると、都市計画決定後、長期間が経過し、その必要性に変化が生じつつある道路もある。
- このため、国土交通省では、技術的助言である「都市計画運用指針」により、地方公共団体において都市計画道路の必要性の検証を行い、その結果を踏まえて、廃止や幅員変更など適切な見直しを行うこととしている。
- 本市における都市計画道路の整備状況は、計画延長約 77km のうち、未着手延長は約 8.4km（約 11%）となっている。（平成 31 年 3 月末現在）

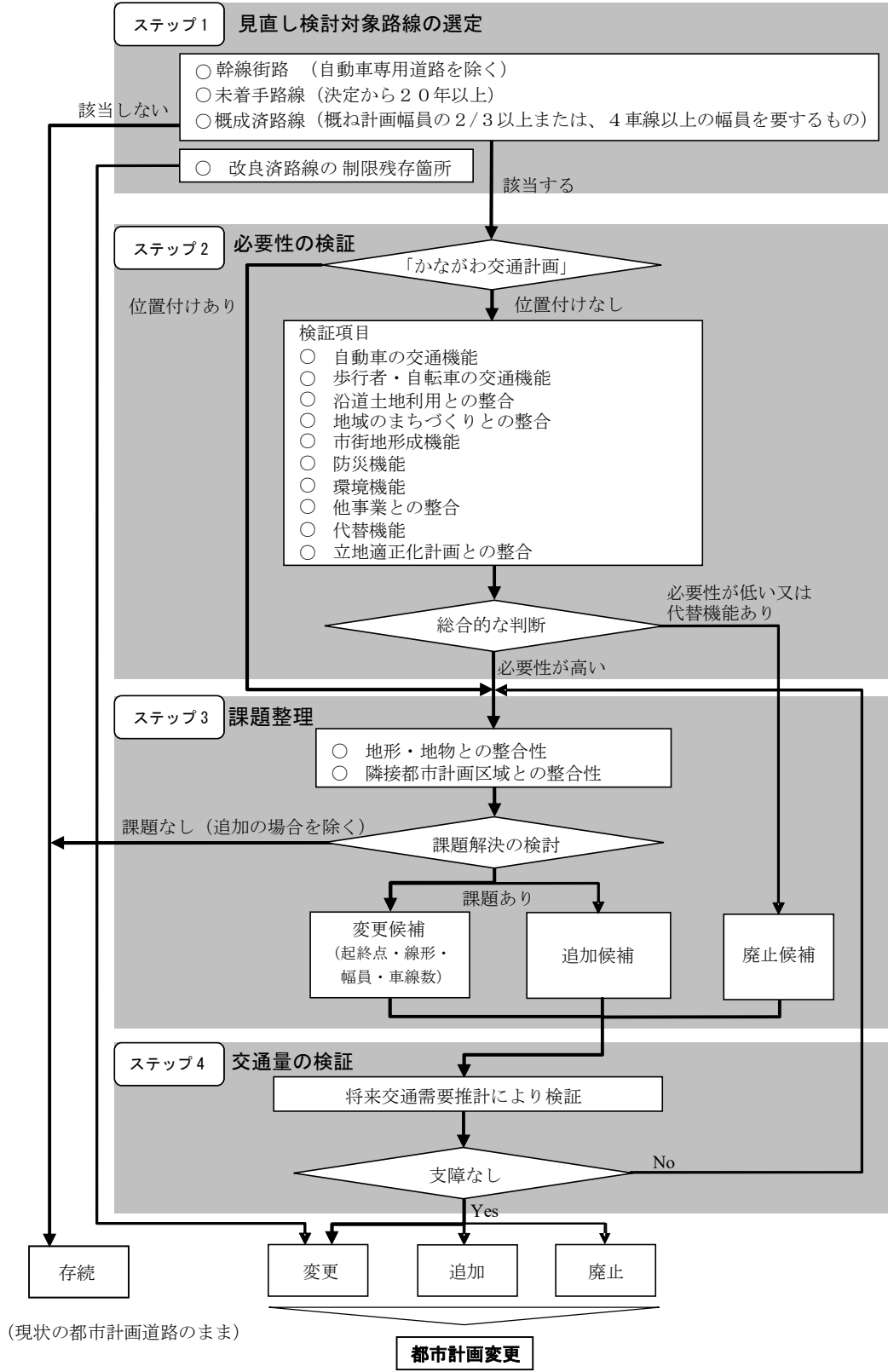
2 経緯

- 本市では、平成 20 年 2 月に県のガイドラインに基づき「小田原市都市計画道路見直しの基本方針」を策定し、第 1 回目の見直し作業を行い、都市計画道路の全路線を検証し、見直し対象として 4 路線を抽出し、都市計画変更の手続きを経て、見直しが完了した。
- 県のガイドラインでは、次回以降の見直しについて、社会経済状況などを考慮しながら、5 年後、10 年後を目安として、地域の実情に応じて適時適切に行うものとしており、第 1 回目の見直しから 10 年が経過した平成 30 年に、第 2 回目の見直しを行ったものである。

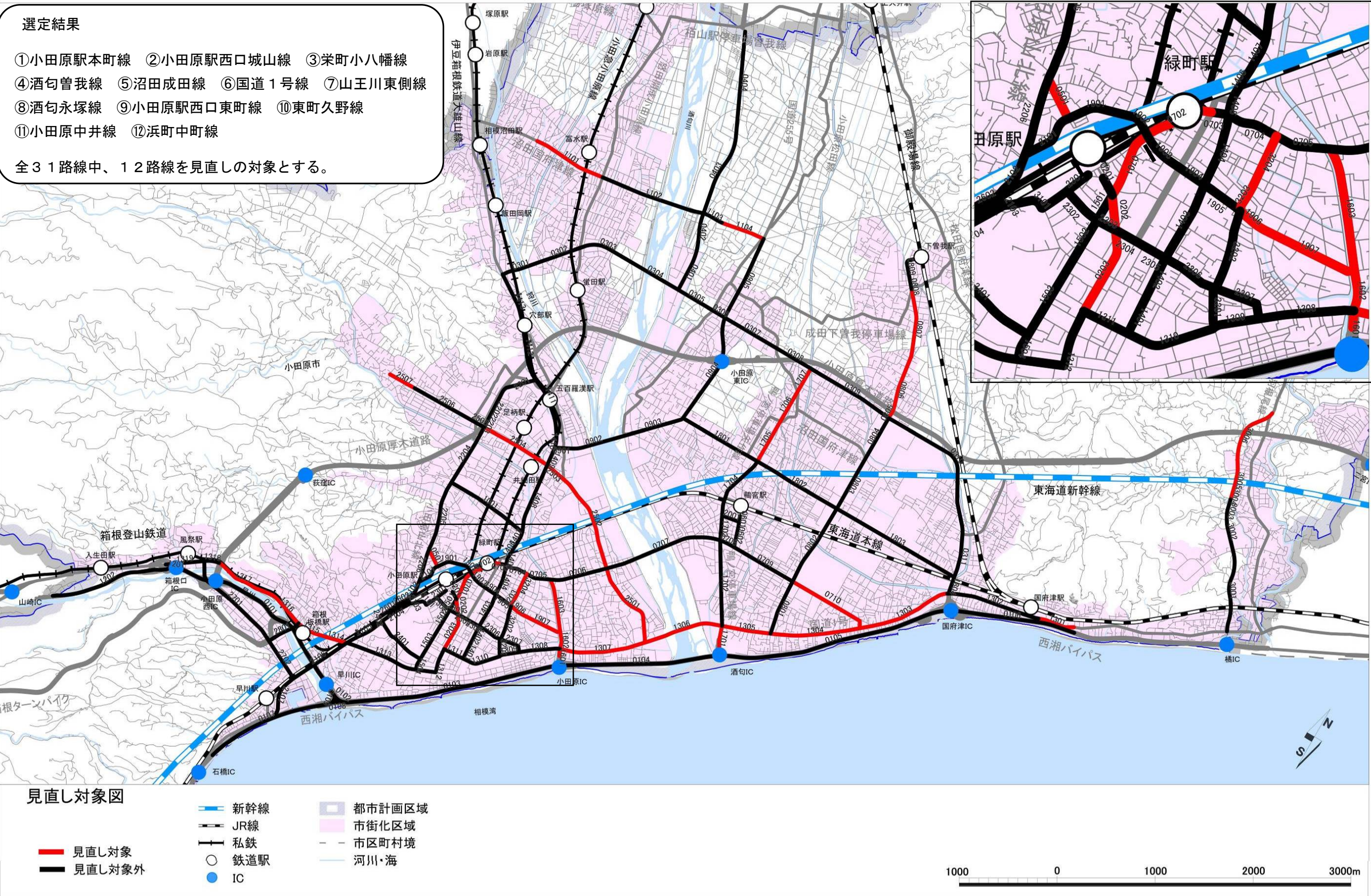


3 都市計画道路の見直しの検証方法

下記の「都市計画道路の見直しの検証フロー図」に基づき、検証を行った。



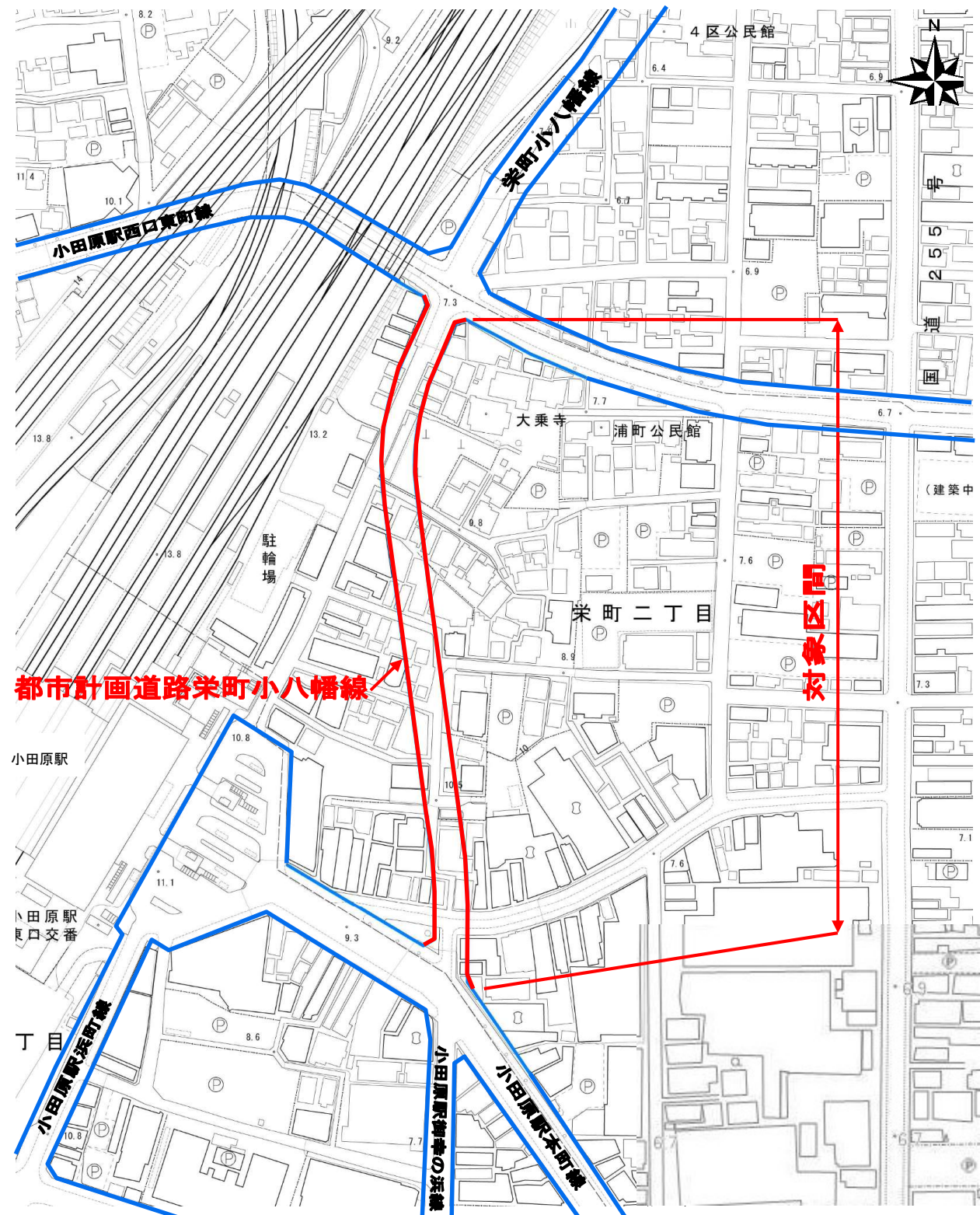
4 ステップ1 見直し検討対象路線の選定



見直し検討対象路線位置図

5 都市計画道路の見直しの検証結果

ステップ1で選定した12路線について、必要性の検証（ステップ2）、課題整理（ステップ2）、交通量の検証（ステップ4）を行った結果、栄町小八幡線（栄町二丁目地内）が都市計画変更の対象路線となった。



地元のまちづくり団体と連携を図りながら、栄町小八幡線（栄町二丁目地内）の都市計画変更について、検討を行っていく。